

タイムラインによる公費解体のポイント（詳細）

- ・本マニュアルは、都道府県及び市町村担当者が、被災地域の早期復旧・復興のために、発災後早期に、公費解体に関する相談や、罹災証明書の交付後速やかな申請の受付を可能とするための仕組みや体制構築ができるよう公費解体の一連の流れを示すものである。
- ・国は災害規模に応じ、都道府県及び市町村への支援を実施する。
- ・本マニュアルの運用にあたっては、公費解体・撤去マニュアル及び自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（環境省発行）を合わせて参照されたい。

1. 災害廃棄物処理全体の体制構築・処理実行計画策定*（1/2） 【国・都道府県・市町村】

発災初期

（～1週間程度）

①初動・応急復旧体制（連絡体制・実施体制・支援体制（宿泊場所確保含む））の確立【国・都道府県・市町村】

②専門家・人材バンク・関係団体・応援自治体職員等の現地派遣・支援【国】

③被害状況の把握、解体対象棟数・災害廃棄物発生量の推計【市町村・都道府県】

- ・公費解体を含む災害廃棄物処理全体について、被災市町村や関係団体、環境省等との連絡体制を確立し、被害状況を把握する。【国・都道府県・市町村】
- ・被災市町村における、公費解体を含む災害廃棄物処理の実施体制の構築を支援する。【都道府県】
- ・被災市町村における支援ニーズを把握し、環境省や関係団体等に支援を要請する。【都道府県】
- ・廃棄物処理実施体制や被災市町村における支援ニーズを踏まえ、既存の公共施設・民間施設等の活用、仮設の宿泊施設の設置を検討する。【都道府県・市町村】
- ・被災都道府県からの被害情報・支援ニーズなど被災市町村の実態を正確・迅速に把握し、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）による災害廃棄物対応を経験した自治体職員、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）に登録する専門家、関係団体等の技術者、各地方ブロック行動計画に基づく自治体職員等の現地派遣について、プッシュ型で支援を行う。
- ・災害廃棄物対応の経験を有する環境省職員や他自治体職員、D.Waste-Netの専門家等の技術支援を得つつ、被災家屋の調査や罹災証明の交付状況、関係機関の被害推計等を活用し、解体対象棟数や災害廃棄物発生量を推計する。

* 災害廃棄物処理全体の体制構築・処理実行計画策定にあたっては、県及び市町村があらかじめ策定する災害廃棄物処理計画や災害廃棄物対策指針及び技術資料・参考資料（環境省発行）等を合わせて参照されたい。

タイムラインによる公費解体のポイント（詳細）

1. 災害廃棄物処理全体の体制構築・処理実行計画策定（2/2） 【国・都道府県・市町村】

<p>制度立ち上げ準備 （～1ヶ月程度）</p> <p>④公費解体（解体班数・宿泊場所確保含む）・廃棄物処理体制の整備【都道府県・市町村】</p> <p>⑤災害廃棄物処理基本方針、実行計画の策定【都道府県・市町村】</p>	<ul style="list-style-type: none">解体棟数や災害廃棄物発生量の推計結果、処理スケジュールなどを踏まえ、必要な解体業者の班数といった解体工事に係わる体制や解体業者の宿泊場所確保、広域的な廃棄物処理の必要性等、廃棄物処理体制を整備する。③、④で推計した結果をもとに、災害廃棄物処理基本方針を策定する。また被災市町村と協議を行った上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
<p>制度立ち上げ （～2ヶ月程度）</p>	
<p>制度運用 （2ヶ月程度～）</p> <p>⑥実施状況を踏まえた推計・計画の見直し【都道府県・市町村】</p>	<ul style="list-style-type: none">災害廃棄物処理全体の進捗管理を実施する。【都道府県】公費解体の申請棟数や廃棄物処理の状況等を踏まえ、必要に応じて解体棟数や災害廃棄物発生量の見直し、災害廃棄物処理実行計画の改訂を行う。【都道府県・市町村】

タイムラインによる公費解体のポイント（詳細）

2. 緊急解体【市町村】

<p>発災初期 （～1週間程度）</p> <p>①対象家屋の選定</p> <p>②所有者からの同意取得</p>	<ul style="list-style-type: none">• 二次災害のおそれがある場合や周辺的生活環境への影響が見込まれる場合など、緊急解体の対象となる損壊家屋等を選定する。• 対象家屋等の所有者からの同意を取得する。
<p>制度立ち上げ準備 （～1ヶ月程度）</p> <p>③解体業者との契約</p> <p>④緊急解体工事の実施</p>	<ul style="list-style-type: none">• 解体業者と契約し、対象家屋等を解体する。なお、解体業者から見積等を取得し、緊急随意契約により解体を行うことができる。• 工事前調整の実施後、順次解体工事を実施する。解体前には必要に応じてアスベスト調査等を行うとともに、解体時には適切に分別する。
<p>制度立ち上げ （～2ヶ月程度）</p>	
<p>制度運用 （2ヶ月程度～）</p>	

タイムラインによる公費解体のポイント（詳細）

3. 制度設計【都道府県・市町村】

<p>発災初期 (～1週間程度)</p>	
<p>制度立ち上げ準備 (～1ヶ月程度)</p> <p>①公費解体の実施に関する広報【都道府県・市町村】</p> <p>②標準単価等の提示【都道府県】</p> <p>③ひな形に基づく制度要綱の策定【市町村・都道府県】</p> <p>④広報資料、FAQの作成【都道府県・市町村】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公費解体（自主解体*を含む）の実施が決定した段階で、住民に対し公費解体の実施を予告する。 * 自主解体：損壊家屋等の所有者等が、公費解体申請を行わず、費用を立て替えて自ら解体事業者に依頼して解体・撤去を実施し、市町村から後日払戻しを受ける方法。 大規模災害においては、標準単価の公表を行い、解体工事契約を1件ごとではなく、地域単位で進めることも有効である。また標準単価の提示は、自主解体の費用償還額の目安となり、住民に周知することで自主解体の促進につながる。 被災市町村に対し、公費解体・撤去に関する要綱等のひな形*の提供を行う。【都道府県】 ひな形に基づき、公費解体・撤去に関する規則又は要綱、書類様式等を策定する。【市町村】 *公費解体に関する要綱については、あらかじめ都道府県でひな形を作成することが必要。 住民向け広報の手法と時期、内容を検討する。（家財の扱い、電気・ガス・水道の本人による事前手続き等も含む）
<p>制度立ち上げ (～2ヶ月程度)</p> <p>⑤進捗管理システムの構築【市町村】</p> <p>⑥工程管理会議の設置・運営【都道府県・市町村】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 進捗の見える化、課題の洗い出しへの活用を目的として、進捗管理システムを構築する。被災市町村担当者のみでは対応が困難な場合、公費解体の進捗確認等を実施するマネジメントコンサルタント*と契約し、工程間の連携を強化する。 * マネジメントコンサルタント：公費解体全般に関する工程管理・工程間調整業務を担当。 工事の進捗管理や課題への対応検討を行う工程管理会議を開催し、解体業者の活動状況や完了棟数等の確認・見える化など、工事工程を徹底管理する。
<p>制度運用 (2ヶ月程度～)</p> <p>⑦支払体制の整備【市町村】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 解体業者、廃棄物処理業者が安心して事業継続できるよう、実績に対する支払いが遅滞なく行われる体制を構築する。

4. 申請受付【市町村】（2/2）

制度立ち上げ

（～2ヶ月程度）

③申請困難者への対応（職権滅失登記、宣誓書方式等の活用）

④行政書士、司法書士等の活用

制度運用

（2ヶ月程度～）

- 共有者が存在し、共有者全員の同意取得が困難な場合について、相談窓口の設置などにより対応する。
- 共有者全員の同意取得が困難な場合においても、建物性が認められない倒壊家屋等については、以下対応をとることが可能。
 - ①法務局の登記官による職権滅失登記が行われた倒壊家屋等については、関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能。
 - ②滅失登記が行われていない倒壊家屋等については、市町村が建物性が失われていると判断した場合には、関係者全員の同意がなくても、公費解体・撤去を進めることが可能。
- 上記以外の損壊家屋等については、いわゆる宣誓書方式*1や所有者不明建物管理制度*2の活用も検討する。

*1 宣誓書方式とは、共有者等の意向を確認することが困難な場合に、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）を市町村が申請者から提出を受けることにより、公費解体・撤去を行うこと。ただし宣誓書活用の条件は、共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮しやむを得ないと考えられ、申請者からの公費解体・撤去申請に対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合となる。

*2 所有者不明建物管理制度とは、調査を尽くしても建物の所有者やその所在を知ることができない場合に、利害関係人（公費解体の申請者のみならず、公費解体の実施者たる市町村も利害関係人に含まれるものと考えられる。）が地方裁判所に申し立てることにより、地方裁判所が、その建物の管理等を行う管理人を選任する制度である。選任された管理人は、地方裁判所の許可を得た上で、市町村への公費解体の申請など、当該建物の処分を行うことができる。
- 共有者全員の同意取得が困難な場合等について、行政書士、司法書士、土地家屋調査士等との連携を検討する。

タイムラインによる公費解体のポイント（詳細）

5. 工事前調整・発注【市町村】

発災初期 (～1週間程度)	
制度立ち上げ準備 (～1ヶ月程度) ①補償コンサルタントとの契約、 体制整備	<ul style="list-style-type: none">• 工事前調整等を実施する補償コンサルタント*と契約を行う。• 解体工事のピーク時に対応可能な補償コンサルタントの体制整備を行う。 <p>* 補償コンサルタント：公費解体・撤去管理業務及び現地調査業務を担当。</p>
制度立ち上げ (～2ヶ月程度) ②工事前調整（受付審査、 費用算定、三者立会）の実施	<ul style="list-style-type: none">• 市町村職員が登記情報など必要な資料を揃え補償コンサルタントに業務を依頼する。• 補償コンサルタントは、申請された家屋等の現地調査を実施するとともに、申請内容や関連資料、現地調査の結果等に基づき、調査票等を作成する。
制度運用 (2ヶ月程度～)	

6. 解体工事【市町村】

<p>発災初期 (～1週間程度)</p>	
<p>制度立ち上げ準備 (～1ヶ月程度)</p>	
<p>制度立ち上げ (～2ヶ月程度)</p> <p>①解体業者との契約、体制整備</p> <p>②解体工事の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 解体業者と契約を行う。 • 解体工事のピーク時に必要な体制（作業員、必要に応じて宿泊先の追加等）を確保する。 • 工事前調整の実施後、順次解体工事を実施する。解体前には必要に応じてアスベスト調査等を行うとともに、解体時には適切に分別する。
<p>制度運用 (2ヶ月程度～)</p> <p>③円滑な支払い</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村から契約先（元請）に対しては、請求書を受領した日から30日以内に支払いを行う。 • 元請から下請に対しては、工事完了後、おおよそ2ヶ月以内に支払いを実施する。

7. 自主解体【市町村・都道府県】

<p>発災初期 (～1週間程度)</p>	
<p>制度立ち上げ準備 (～1ヶ月程度)</p> <p>①解体業者リストの提示【都道府県】</p> <p>②産業廃棄物処理業者リストの提示【都道府県】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自主解体は住民が直接解体業者と契約を行うため、高額請求等のトラブル防止のため、適切な対応が可能な解体業者をリスト化し住民に周知する。 解体業者が解体廃棄物の処理先が確保できないことによる解体工事対応不可リスクを低減するため、都道府県域内の対応可能な産業廃棄物処理業者リストを解体業者に提示する。
<p>制度立ち上げ (～2ヶ月程度)</p>	
<p>制度運用 (2ヶ月程度～)</p> <p>③費用償還の実施【市町村】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自主解体申請者より費用償還の申請を受けた日から2ヶ月以内に償還金の支払いを実施する。

8. 廃棄物処理【都道府県・市町村】

<p>発災初期 （～1週間程度）</p> <p>①仮置場の設置・運営、(適宜)追加設置【市町村】</p> <p>②避難所等のし尿・生活ごみ等の処理【市町村】</p> <p>③廃棄物処理施設の復旧工事【市町村】</p> <p>④既存の廃棄物処理施設での廃棄物処理【市町村・都道府県】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 片付けごみや解体廃棄物を受け入れる仮置場を確保する。 災害廃棄物の分別方法を決定する。また、公費解体は一般廃棄物、自主解体は産業廃棄物となり管理方法が異なるため、留意する。 民間事業者等に業務委託し、仮置場の管理・運営体制を構築する。ボランティアと連携し、災害廃棄物の分別を徹底する。 以降、順次仮置場の逼迫状況、分別状況等を勘案し、適宜仮置場の追加設置の検討を行う。 避難所等から排出されるし尿や生活ごみの処理体制を確保し実施する。 被災した廃棄物処理施設の早期の復旧を図る。 被災市町村内または被災都道府県内の既存の廃棄物処理施設での廃棄物処理を実施する。
<p>制度立ち上げ準備 （～1ヶ月程度）</p> <p>⑤廃棄物処理業者との契約、体制整備【市町村・都道府県】</p> <p>⑥収集運搬の応援支援【都道府県】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ④で処理しきれない（処理不可能な）廃棄物について、災害協定等を活用し、廃棄物処理業者との契約を行い、円滑な廃棄物処理体制を構築する。 被災市区町村が災害廃棄物の収集運搬体制を構築するための支援・指導・助言、地域ブロック協議会と連携した広域的な協力体制の確保、周辺市区町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整等を行う。
<p>制度立ち上げ （～2ヶ月程度）</p> <p>⑦広域処理の検討、実施【都道府県】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自区域内での処理を最大限行いつつ、必要に応じて都道府県外での広域処理を調整する。
<p>制度運用 （2ヶ月程度～）</p>	